

令和 6 年度 第 1 期

論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

Aは、B県C町議会（以下「町議会」という。）の議員であり、D党の党员として議員活動を行ってきた者である。D党B県支部連合会（以下「県連」という。）は、令和3年3月29日、Aに対し、県連規約に基づき、「令和3年2月14日、新型コロナウイルス感染症の非常事態措置区域であるB県とE県との間で不要不急の外出・移動をし、E県F市内の宴会場において、新型コロナワクチン接種に反対し、マスク着用拒否を薦める者らの主催する多人数の参加者らが密集する集会において、会の趣旨に賛同する講演を行い、集会後のマスクを着用しない多人数の参加者らが密集する飲食を伴う懇親会において、参加者らとカラオケに興じ、よって、党の規律をみだし、党员たる品位をけがした。」として、党規違反行為の審査を行うことを決定した旨通知した。その際、県連は、Aに対し、県連規約の定めるところにより弁明の機会を付与するので、弁明をする場合、質問事項に対する弁明を含めて、文書で行うよう求めた。Aは、質問事項に回答する文書を提出した。県連は、令和3年4月26日、県連党紀委員会を開催してAを除名処分とする旨の決定をし、Aに対し、同日付けでこれを通知した。Aは、D党から除名処分を受けたことによって精神的損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した（本件請求〔1〕）。

Aは、D党から除名処分を受けたため、町議会において無所属として議員活動をしていた。町議会の議会運営委員会は、令和3年7月2日、同月5日に開催される同年第1回臨時会（以下「本件会議」という。）についても、会議中は全員マスクを着用するとともに、議場及び委員会室入口に消毒液を設置するなどの従来の方針に基づいて運営することを確認した。Aが本件会議にマスクを着用しないまま出席したため、議長は、Aが感染防止対策に従わない状況では議事進行上支障があるとして、Aに対しマスクの着用を求めた。しかし、Aは、「お願いしますって、お願いされませんから。」などと発言して要請に従わない意思を表明した。そこで、議長は、地方自治法第129条第1項に基づき、Aに対し、本件会議の議場からの退去を命じ（以下「本件退去命令」という。）、Aは、議場から退去した。その後、「令和3年度C町一般会計補正予算」（議案第44号）の審議が行われた。議案第44号は原案どおり可決され、引き続き、議案第45号から第47号まで（各種工事請負契約の締結）が一括審議された。これらの議案は原案どおり可決され、本件会議は閉会した。Aは、本件退去命令が国家賠償法上違法であると主張して、慰謝料の支払を求めた（本件請求〔2〕）。

〔設問〕

本件請求〔１〕及び〔２〕がどのような範囲において司法審査の対象となるかについて、判例を踏まえて、論じなさい。

【関係法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

２ 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

３ 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２ 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

２ 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

